

## はじめに

障害のある子供の教育に当たっては、その障害の状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。

このため、就学先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子供の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要となります。

平成25年9月1日、学校教育法施行令の一部が改正され、いわゆる「就学基準」に該当する障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みが改められました。具体的には、①障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへの改正、②障害の状態等の変化を踏まえた転学に関する規定の整備、③視覚障害者等である児童生徒等の区域外就学に関する規定の整備、④保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大の4点です。

県教育委員会では、今回の一部改正の趣旨や内容の理解の一助となるよう、本資料を作成しました。

本資料を、各市町村教育委員会における就学事務手続きの円滑な実施や、保健・福祉担当部局と連携して障害のある児童生徒等及び保護者への早期からの一貫した支援の充実に御活用いただき、各市町村における体制整備の一層の推進に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

平成26年3月

青森県教育庁

学校教育課長 成田 昌造